

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年1月26日
【事業年度】	第131期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）
【会社名】	味の素株式会社
【英訳名】	Ajinomoto Co., Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 伊藤 雅俊
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目15番1号
【電話番号】	03(5250)8161
【事務連絡者氏名】	財務部会計グループ長 中野 哲也
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋一丁目15番1号
【電話番号】	03(5250)8161
【事務連絡者氏名】	財務部会計グループ長 中野 哲也
【縦覧に供する場所】	味の素株式会社本社 （東京都中央区京橋一丁目15番1号） 味の素株式会社大阪支社 （大阪市北区中之島六丁目2番57号） 味の素株式会社名古屋支社 （名古屋市昭和区阿由知通2丁目3番地） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年6月26日に提出いたしました第131期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

5 経営上の重要な契約等

技術援助を与える契約等

3【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して示しております。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

5【経営上の重要な契約等】

技術援助を与える契約等

(訂正前)

契約会社名	契約締結先	国名	契約内容	対価	契約期間
味の素(株)	タイ味の素社	タイ	グルタミン酸ソーダ及びその関連製品のタイ国内における独占的製造権(技術援助を伴う)及び販売権の許諾	左記製品販売高の一定率	1970年12月18日から50年間、以後10年毎自動更新
味の素(株)	フィリピン味の素社	フィリピン	グルタミン酸ソーダ及びその関連製品のフィリピン国内における非独占的製造権(技術援助を伴う)及び販売権並びに商標使用権の許諾	左記製品販売高の一定率	2004年1月1日から10年間、以後10年毎自動更新
味の素(株)	インドネシア味の素社	インドネシア	グルタミン酸ソーダ及びその関連製品のインドネシア国内における非独占的製造権(技術援助を伴う)及び販売権並びに商標使用権の許諾	左記製品販売高の一定率	1989年4月1日から20年間、以後10年毎自動更新
味の素(株)	ササ・インティ社	インドネシア	グルタミン酸ソーダ及びその関連製品のインドネシア国内における非独占的製造権(技術援助を伴う)及び販売権の許諾	左記製品販売高の一定率	1988年12月1日から10年間、以後10年毎自動更新
味の素(株)	タイ味の素社	タイ	核酸のタイ国内における非独占的製造権(技術援助を伴う)及び販売権並びに商標使用権の許諾	左記製品販売高の一定率	2003年1月1日から10年間、以後10年毎自動更新
味の素(株)	タイ味の素社	タイ	飼料用リジンのタイ国内における独占的製造権(技術援助を伴う)及び販売権の許諾	左記製品販売高の一定率	1986年5月20日から50年間、以後10年毎自動更新
味の素(株)	ノバルティス・ファーマ社	スイス	ナテグリニドを主成分とする医薬品の全世界(日本・韓国を除く)における、独占的製造権(技術援助を伴う)及び販売権の許諾	左記製品販売高の一定率	1993年12月10日から対象特許満了まで又は対象製品発売の10年後までのいずれか遅い時
味の素(株)	(株)J-オイルミルズ	日本	食用油脂製品に係る日本国内における非独占的商標使用権の許諾	左記製品販売高の一定率	2004年7月1日から2014年6月30日まで、以後5年毎自動更新

(訂正後)

契約会社名	契約締結先	国名	契約内容	対価	契約期間
味の素(株)	タイ味の素社	タイ	グルタミン酸ソーダ及びその関連製品のタイ国内における独占的製造権(技術援助を伴う)及び販売権の許諾	左記製品販売高の一定率	1970年12月18日から50年間、以後10年毎自動更新
味の素(株)	インドネシア味の素社	インドネシア	グルタミン酸ソーダ及びその関連製品のインドネシア国内における非独占的製造権(技術援助を伴う)及び販売権並びに商標使用権の許諾	左記製品販売高の一定率	1989年4月1日から20年間、以後10年毎自動更新
味の素(株)	ササ・インティ社	インドネシア	グルタミン酸ソーダ及びその関連製品のインドネシア国内における非独占的製造権(技術援助を伴う)及び販売権の許諾	左記製品販売高の一定率	1988年12月1日から10年間、以後10年毎自動更新
味の素(株)	タイ味の素社	タイ	核酸のタイ国内における非独占的製造権(技術援助を伴う)及び販売権並びに商標使用権の許諾	左記製品販売高の一定率	2003年1月1日から10年間、以後10年毎自動更新
味の素(株)	タイ味の素社	タイ	飼料用リジンのタイ国内における独占的製造権(技術援助を伴う)及び販売権の許諾	左記製品販売高の一定率	1986年5月20日から50年間、以後10年毎自動更新
味の素(株)	ノバルティス・ファーマ社	スイス	ナテグリニドを主成分とする医薬品の全世界(日本・韓国を除く)における、独占的製造権(技術援助を伴う)及び販売権の許諾	左記製品販売高の一定率	1993年12月10日から対象特許満了まで又は対象製品発売の10年後までのいずれか遅い時
味の素(株)	(株)J-オイルミルズ	日本	食用油脂製品に係る日本国内における非独占的商標使用権の許諾	左記製品販売高の一定率	2004年7月1日から2014年6月30日まで、以後5年毎自動更新
味の素(株)	タイ味の素社	タイ	風味調味料等のタイ国内における非独占的製造権(技術援助を伴う)及び販売権並びに商標使用権の許諾	左記製品販売高の一定率	1979年10月31日から15年間、以後15年毎自動更新